

広島県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

都志見千代田線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧	新	旧			
山県郡北広島町今田字三丁目三〇七九番地先から 山県郡北広島町今田字本郷三二五四番二地先まで	山県郡北広島町今田字本郷三二五四番二地先から 山県郡北広島町今田字本郷三二五六番一地先まで	一〇・二〇 一九・二〇	一〇・八〇 一五・二〇	四・〇〇 三〇・〇〇	九八・〇〇 九八・〇〇	
山県郡北広島町今田字本郷三二五六番一地先から 山県郡北広島町今田字本郷三八四四番二地先まで		一九・二〇 一九・二〇	三二〇・五〇 三二〇・五〇	一八・〇〇 一八・〇〇	一五二・一〇 一五二・一〇	幅員減少（不 用物件三三三 ・〇〇メートル ル）
						拡張